

『りゅうほー』みんなの掲示板 掲載基準

概要版

2025.03

問い合わせ先

龍ヶ崎市総合政策部秘書広聴課

広報・プロモーショングループ

電話:0297-64-1111(内線370・375)

メール:koho@city.ryugasaki.lg.jp



はじめに…

龍ヶ崎市(以下、「本市」という)では、市民活動を支援することを目的に広報龍ヶ崎『りゅうほー』の紙面内に市民の皆さんが行うグループ活動等の活動内容などを掲載可能な「みんなの掲示板」を設置します。掲載にあたり、紙面の公共性や信頼性等を損なわないため、「広報龍ヶ崎『りゅうほー』「みんなの掲示板」掲載基準」(以下、「掲載基準」という)を定めます。

1.掲載申込が可能な者

以下の**全ての要件を満たす団体が掲載申込が可能です**。

1	市民5人以上で構成する団体
2	おおむね3カ月以上の安定した活動実績を持つ団体
3	団体の本拠地が本市内にあり、活動場所が主に本市内である
4	活動中に事故等が発生した場合、団体が責任を持って対応できる
5	掲載基準に同意した団体である



次のようなケースは掲載できません

- ・個人や5人未満の団体の活動
- ・活動場所が市内でない

2.掲載できる内容

「1.掲載申込が可能な者」の要件を満たす団体で、**本市内で行われる活動かつ、内容が確定しているもので、いずれかを満たすもの**が掲載できます。

1	団体が主催、共催するイベントである
2	団体のメンバー募集



次のようなケースは掲載できません

- ・市と共催するイベント
- ・団体創設のための会員募集

3.掲載できないもの

次のいずれかに該当、または該当するおそれがあると判断した内容は掲載できません。

1	直接、間接問わず、営利目的に繋がる
2	団体のイベント等での出演情報
3	主催事業で団体のメンバーが講師を務め、会費等から講師謝金を受け取っている
4	活動内容に見合わない高額な会費を徴収している
5	宗教活動又は宗教に関する内容を目的としたもの
6	政治活動を目的としたもの
7	個人宣伝、個人活動を目的としたもの
8	公序良俗に反するもの
9	活動においてトラブルを生じたもの
10	掲載意図、連絡先、料金など掲載に必要な事項が不明確
11	掲載申込する団体や活動内容、掲載記事等に不備や虚偽がある
12	掲載基準で定める事項を逸脱
13	そのほか、法令等の違反している又は本市で掲載が不相当と判断したもの

4. 掲載申込の方法

掲載を希望する団体は、本市が別に定める掲載希望紙面の原稿依頼締め切り日までに、掲載申込をしてください。

なお、申込は原則として、本市が指定するインターネットフォームにより、行うものとします。

ただし、インターネットフォームが利用できない場合は、本市に連絡をし、別途定める方法にて申込してください。

申込前

01
基準確認



掲載申込をする団体は必ず申し込み前に「みんなの掲示板掲載基準」を確認し、同意の上で、掲載申込をお願いします。

発行
前々月末
まで

02
掲載申込



専用のインターネットフォームに必要事項を入力し、掲載申込を送信してください。

※申込は原則インターネットからお願いします
※インターネットでの申込が難しい方は下記問い合わせ先までご連絡ください
※フォームからの申し込み後、自動返信メールが配信されます

発行
1ヶ月前～

03
掲載可否



掲載申込をする団体は必ず申し込み前に「みんなの掲示板掲載基準」を確認し、同意の上で、掲載申込をお願いします。

5. 紙面掲載にあたっての運用基準

「みんなの掲示板」の趣旨から公平な掲載を行うため、すべての団体からの掲載申込は次の運用基準で掲載します。

1	1号あたり原則6件まで掲載	5	紙面の都合で、記事の縮小や先送りする場合あり
2	原稿締切日時時点で6件を超える場合には市が抽選し、掲載記事を決定	6	市の基準により、文書の表記及び掲載位置を決定
3	同一団体からの掲載申込は、1号あたり1件のみ	7	発行前に団体への掲載記事の確認(校正)は行いません
4	同一団体が掲載申込できる回数は、掲載内容を問わず年度内3回まで	8	掲載の可否は、掲載基準に基づき、本市が判断

6. 掲載申込にあたっての注意事項

掲載申込にあたっては、下記の事項に十分注意してください。

1	団体として初めての掲載依頼時や本市において確認の必要があると判断した場合には、会則、会計報告、会員名簿などの活動内容が分かる書類等の提出を求め場合があります。
2	申請者は、やむを得ない場合を除き、団体の代表者 としてください。
3	連絡先には、団体の事務所またはメンバーとなっている方の氏名及び電話番号、メールアドレスなどを明記してください。特別な理由がない限り、ファクス番号・メールアドレスのみを申し込み・問い合わせ・連絡先とすることはできません。
4	会費などが発生する活動の場合、必ず金額を明記してください。
5	掲載申込後に内容の変更があった場合は、速やかに本市にご連絡ください。なお、連絡の時期によっては修正をお受けできない場合があります。
6	団体名の名義貸しなど、本市が不適切と判断した掲載申込があった場合は、団体及び申請者、連絡先となっている方からの今後の掲載をお断りする場合があります。
7	掲載申込があった内容に関し、参加者などとトラブルが発生した場合は、団体において責任ある対応をしてください。
8	その他、掲載基準の運用にあたって、必要な事項は別に定めます。

各市民団体の活動を支援するための広報紙の投稿コーナーになります。今後も未永くこの取り組みを維持するため、各団体の公平性と広報紙の信頼性を保つために、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。